

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

- (1) 令和5年度以降、国において出産育児一時金の支給額増額が予定されていることを踏まえ、当該支給額を改正するもの。
- (2) 令和5年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」の改正が予定されていることを踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

2 改正の概要

- (1) 出産育児一時金の支給額を、42万円から50万円に引き上げる。
- (2) 保険料賦課限度額を以下のとおり、引き上げる。

| | | | |
|--------------------|-------------------|---|--------------------|
| 「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額 | (現行) <u>20</u> 万円 | → | (改正案) <u>22</u> 万円 |
| ※「基礎賦課額」の限度額 | (現行) 65万円 | → | (据え置き) 65万円 |
| ※「介護納付金賦課額」の限度額 | (現行) 17万円 | → | (据え置き) 17万円 |

3 施行日

- (1) 令和5年4月1日から施行し、施行の日以降の出産について適用する。
- (2) 令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の保険料から適用する。